

**国交省職員逮捕 贈収賄容疑！  
コンプライアンス（法令遵守）、アカウンタビリティ（説明責任）を問う。  
河川改修事業を喰いものに～大臣会見  
「布村近畿地方整備局長が流域委員会に出席し、説明責任を」**

平成20年1月15日（火）国土交通省冬柴大臣会見要旨（国交省ホームページ参照）及び1月14日近畿地方整備局記者発表資料。「兵庫県豊岡河川国道事務所職員が収賄容疑で逮捕されたことについて」布村近畿地方整備局長コメント（近畿地方整備局ホームページ参照）。

NHKテレビ等新聞各紙によると1級河川円山川が平成16年10月20日に破堤して大氾濫を起こし甚大な被害をもたらした事案等。

「災害復旧工事事業費900億を投じてやっているのに、そういうものを食い物にしたとしたら本当に許されないことだ。（大臣会見1部抜粋）」

マスコミ報道によると、当該職員の個人口座に5000万円前後の金の出入りがある等とされている。

「現時点では詳細な事実関係が不明であるが、国土交通省近畿整備局の所管事業に係わる工事を担当していた職員が逮捕されたことは、大変遺憾なことであると考えている。今後、事実関係について確認のうえ、厳正かつ適正に対処してまいりたい。（整備局長コメント）」

このようなことが近畿地方整備局のみならず全国の河川整備計画事業であるとすれば国民に対する背信行為である。国の予算、税金の私物化であり、許されることではない。もっと根深いものがあるのか、事実関係の精査と河川整備計画事業費の見直しを可及的速やかに実行し、大臣を含む責任者及び関係者の処分を行うことである。説明責任を問う。

琵琶湖・淀川水系流域圏京都桂川流域住民 酒井 隆

## ■国土交通省ホームページ

冬柴大臣会見要旨（平成20年1月15日 9:55～10:05 国土交通省会見室にて）

## 【質疑応答】

- (問) 先週、国会で最大の焦点となっていました新テロ特措法が成立しました。これで、ねじれ国会における与野党の攻防の焦点は、3月末に期限が切れる道路特定財源の暫定税率の維持になるわけですが、通常国会が18日に突入するにあたり、大臣のご所見をお願いできますでしょうか。
- (答) 道路整備の必要性につきましては、これまでも再三申し上げてきているとおりでして、地方や都市を問わず、依然として高いのが現状です。道路というと高速道路の整備だけがイメージされますけれども、現実には、例えば、開かずの踏切や子供達の通学路で歩車道の区別がないような道が4万4千kmもあり、そういうものを早急に改善しなければならないという問題も道路の問題です。あるいは、国民が望んでいらっしゃる高速道路料金の値下げも道路の問題です。それらを包括して道路特定財源は必要であると私どもが申し上げているとおりです。次期通常国会に提出を予定している財源特例法、租税特別措置法など道路特定財源の関連法案が3月31日までに成立せず、暫定税率が廃止されたということを考えますと、恐ろしいことが起こるわけです。国で約1.7兆円、地方で約9千億円、合わせて約2兆6千億円が減収になってしまいます。本年4月以降、国の直轄事業あるいは補助事業について、新規事業はもちろん、継続中の事業も中止するか、大幅に遅延せざるを得ない状況に追い込まれるわけです。それは、地方や現場で道路を待ち望んでいる多くの方々にとっては、大変予期しないことであろうと思います。また、地方におきましては、9千億円の減収が生じる以外に、地方道路整備臨時交付金が7千億円あります。そういうものも廃止されることになるために、合計で1兆6千億円の巨額の歳入欠陥が地方に生ずるわけです。そうすると各都道府県あるいは市町村における予算編成には支障が生じます。これは大変なことでありまして、各方面において多大な混乱が生ずることが危惧されています。私のところには、昨年早い時期ですが、1790名の市町村長さんが直筆で署名をした道路特定財源は維持すべきという署名が届いています。それが地方の願いであろうと私は思います。したがって、国民の皆様が無用な不安や混乱をもたらさないためにも、道路特定財源については、特定財源として暫定税率の適用期限を延長することを強くお願いをしていく考えです。国土交通省としては18日に招集される次期通常国会のできるだけ早期に財源特例法の改正案を提出するとともに、同法を始めとする道路特定財源関連法案が一体として年度内に成立するよう努力していきます。国民の皆様方に対しましては、暫定税率を延長する趣旨や必要性について十分説明を行い、ご理解を得たいと思っています。
- (問) 兵庫県豊岡市の贈収賄事件に関して国土交通省の職員が逮捕されましたが、ご所感をお願いします。
- (答) 現時点で詳細な事実関係は不明ですが、国土交通省所管の事業に関わる工事を担当していた我が省の職員が逮捕されたということは、極めて遺憾なことです。本日に国民の皆様方に心からお詫びを申し上げなければならないと思います。今後どう

なるかということは別にして、逮捕されたということは捜査機関が相当な根拠を持って行動に出ているわけですから、私は心から国民の皆様にお詫びを申し上げたいと思います。ただ、どういう事実関係でどうだったかということはまだ不明ですので、今後、捜査も始まっていますので制約はありますが、我々として、できるだけの調査を行い、厳正かつ適正に対処しなければならないと考えています。

(問) 調査しているというのは、国土交通省として独自に事実関係を調べるということですか。

(答) そうです。捜査が入っていますので限界はありますが、できるだけのことにはしたいと思っています。

(問) 現時点で詳細な事実関係はまだという話ですが、この逮捕された職員の疑いの中の一つに、3～4年前の台風23号の被害の河川復旧工事についても、疑われるような行為があったのではないのかという話があるようですが、特にその被災者というようなことも含めてのご所感をお願いします。

(答) 一級河川円山川が平成16年10月20日に破堤して大氾濫を起こしまして、私はその翌日だったと思いますけれども、現地に行きました。その破堤によって、公明党の豊岡市会議員の自宅が2階の天井まで冠水して、そこにお見舞いに行きましたけれども、大変な状態でした。彼の話によると、1階にいと水がどんどん上がってきて、これではだめだと思って2階に逃げると2階へもどんどん水が上がってきて、そして2階の窓から別棟の母屋の屋根をめがけて飛んで、その瓦にしがみついて助かった、本当に怖かったという話を聞きました。破堤したので水が急激に上がってきたということです。洪水の跡というのは墨のような真っ黒な泥で、そこら辺が真っ黒になるのです。そういう現場を見ており、それを復旧するために9百億円も事業費を投じてやっているの、そういうものをもし食い物にしたとしたら本当に許されないことだと思います。それが私どもの職員だということであれば、本当に申し訳ない。被害者の方々に対しても、国民に対しても本当に申し訳ないという気持ちでいっぱいです。

(以上)

## 近畿地方整備局ホームページより

|              |
|--------------|
| 国土交通省近畿地方整備局 |
| 資料配付         |

|          |                      |
|----------|----------------------|
| 配布<br>日時 | 平成20年1月14日<br>10時30分 |
|----------|----------------------|

|    |                       |
|----|-----------------------|
| 件名 | 豊岡河川国道事務所職員の贈収賄事案について |
|----|-----------------------|

|    |  |
|----|--|
| 概要 | 国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所職員が、収賄の容疑で1月14日兵庫県警によって逮捕された。 |
|----|--|

|    |       |
|----|-------|
| 取扱 | _____ |
|----|-------|

|          |                                    |
|----------|------------------------------------|
| 同時<br>配布 | 近畿建設記者クラブ<br>大手前記者クラブ<br>豊岡市政記者クラブ |
|----------|------------------------------------|

|        |   |
|--------|---|
| 問い合わせ先 | <p>国土交通省 近畿地方整備局<br/> (人事、服務関連)<br/> 総務部 津田人事計画官 酒井人事課長 岡田課長補佐<br/> 電話 06-6941-8304 (直通)</p> <p>(事業関連)<br/> 豊岡河川国道事務所 副所長(技術) 寺井善之<br/> 電話 0796-22-3126 (内線204)</p> |
|--------|---|

## 豊岡河川国道事務所職員が収賄容疑で逮捕されたことについて

平成20年1月14日  
近畿地方整備局

## 1. 事案の概要

国土交通省近畿地方整備局の所管事業に係る工事を担当していた豊岡河川国道事務所の職員が、収賄の容疑で1月14日に兵庫県警によって逮捕された。

## 2. 逮捕された職員

豊岡河川国道事務所 調査課 水防企画係長 <sup>ふじた ひろし</sup> 藤田 洋

(略歴)

生年月日 S36. 6. 16 (46歳)

|    |            |                        |    |
|----|------------|------------------------|----|
| 経歴 | S55. 4. 1  | 猪名川工事事務所調査課            | 採用 |
|    | H 5. 7. 1  | 姫路工事事務所河川管理第二課調整係主任    |    |
|    | H 7. 7. 16 | 豊岡工事事務所豊岡出張所技術係長       |    |
|    | H13. 4. 1  | 福知山工事事務所工務第一課工務係長      |    |
|    | H16. 4. 1  | 豊岡河川国道事務所調査課計画係長       |    |
|    | H17. 4. 1  | 豊岡河川国道事務所河川激甚災害対策推進室併任 |    |
|    | H18. 4. 1  | 豊岡河川国道事務所工務第一課工務係長     |    |
|    |            | (河川激甚災害対策推進室併任 終了)     |    |
|    | H19. 4. 1  | 豊岡河川国道事務所調査課水防企画係長     |    |

## 3. 近畿地方整備局長のコメント

現時点では詳細な事実関係が不明であるが、国土交通省近畿地方整備局の所管事業に係る工事を担当していた職員が逮捕されたことは、大変遺憾なことであると考えている。今後、事実関係について確認のうえ、厳正かつ適正に対処してまいりたい。

## 4. 今後について

今回の事案については、警察に対して全面的に必要な協力を行いながら、捜査当局との連携を図りつつ、二度とこのような事態を招かないよう、必要な措置を厳正に講じていきたい。





「呉越同舟」「李下に冠を正さず」どっち！！ 酒井 隆

近畿地方整備局ホームページより

|         |
|---------|
| 近畿地方整備局 |
| 資料配付    |

|          |                     |
|----------|---------------------|
| 配布<br>日時 | 平成20年1月23日<br>20:30 |
|----------|---------------------|

|    |   |
|----|---|
| 件名 | 第1回 近畿地方整備局発注工事にかかる<br>不正事案再発防止検討委員会の議事概要について |
|----|---|

|    |   |
|----|---|
| 概要 | 本日開催された「近畿地方整備局発注工事にかかる<br>不正事案再発防止検討委員会」の議事概要を配信します。 |
|----|---|

|      |       |
|------|-------|
| 取り扱い | _____ |
|------|-------|

|      |                                    |
|------|------------------------------------|
| 配布場所 | 近畿建設記者クラブ<br>大手前記者クラブ<br>豊岡市政記者クラブ |
|------|------------------------------------|

|      |         |                       |
|------|---------|-----------------------|
| 問合せ先 | 近畿地方整備局 | 小林主任監査官               |
|      | 代表電話    | 06-6942-1141 (内線2114) |
|      | 直通電話    | 06-6946-0935 (夜間)     |
|      | 総務部     | 上田総括調整官               |
|      | 代表電話    | 06-6942-1141 (内線2212) |
|      | 直通電話    | 06-6946-0329 (夜間)     |
|      | 企画部     | 岩崎企画調整官               |
|      | 代表電話    | 06-6942-1141 (内線3112) |
|      | 直通電話    | 06-6946-9879 (夜間)     |

第1回近畿地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会の議事概要について

平成20年1月23日

<問い合わせ先>

小林主任監査官 内線(2114)

上田総括調整官 内線(2212)

岩崎企画調整官 内線(3112)

TEL 06-6942-1141 (代表)

(概要)

標記の会議について、以下のとおり開催されましたので、お知らせします。

(開催日時)

平成20年1月23日(水) 17:45~19:45

(開催場所)

大阪国際交流センター2F A・B会場

(出席者)

委員長 布村近畿地方整備局長

委員 副局長(建設)、副局長(港湾)、総務部長、企画部長、建政部長、河川部長、道路部長、港湾空港部長、営繕部長、用地部長

中務 嗣次郎(入札監視委員会委員長・弁護士法人中央総合法律事務所所長弁護士)

吉川 吉衝(発注者綱紀保持委員会委員・大阪市立大学大学院教授)

大西 有三(京都大学大学院工学研究科教授)

(議事概要)

○布村局長挨拶

平成16年の台風23号による水害で多くの方々が被災された兵庫県の「円山川」につきましては、兵庫県や豊岡市などの関係機関と協力して、災害復旧関連工事に職員が全力を上げている中で、先日、豊岡河川国道事務所の職員が収賄容疑で兵庫県警に逮捕されました。まだ事件の全容がわかっておりませんが、逮捕者を出すことになったことについて、まず、被災者をはじめとした地元の皆様、国民の皆様に関心をお詫びしたいと思います。

綱紀の厳正な保持については、従来から機会あるごとに注意喚起をしてきたところであり、特に水門談合事件以降、コンプライアンスに関し発注者綱紀保持規程及び同マニュアルの改訂等を行い周知するなど、より本格的な対策の強化を図ってきたところです。報道等によりますと、1月14日の逮捕の容疑は、これらの対策強化を行う以前の工事に関する事件ではありますが、今



回このような事態を招いたことは大変遺憾なことであります。本当に残念でなりません。

国民の理解と信頼の下、良質な社会資本の整備を進めていくことが国土交通省に与えられた重要な使命であり、国民の安全・安心に直結する公共事業を適正に実施することが強く要請されているところであり、一日も早く国民の信頼を回復できるよう全力を挙げて、全職員が一丸となって再発防止に取り組むことが必要であると思っています。

そのためには、事実関係の徹底した解明のもと、早期に、二度とこのようなことが起きないように具体的な「再発防止対策」をとりまとめ、速やかに実施することが大切であると考えています。

このため、警察の捜査と併行し、収賄で逮捕された職員の行為、近畿地方整備局の公共工事の入札・契約に関する一連のシステム等について、事実関係の調査を行うとともに、その結果を踏まえ、このような事案を二度と発生させないようにするための改善措置を検討する「近畿地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会」を、去る1月17日に設置させていただきました。

外部委員の皆様におかれましては、事情をご推察いただき、急な委員会設置にも係わらず快く委員をお引き受け頂き、また、第1回の委員会開催の期日につきましても、相当なご無理を申し上げたにも係わらず、ご出席頂き、誠に有り難うございます。

このような事案については、組織を挙げて、チェック体制を含めた徹底した事実関係の解明及び厳格な改善措置を講ずる必要があることから、大変僭越ではございますが、近畿地方整備局長の私が本委員会の委員長を務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

再発防止策の取りまとめにつきましては、年度末を目途と考えていますが、捜査の進展及び事実関係の調査の進捗を踏まえ、機動的にスケジュールを変更したいと思っています。

なお、事実関係の解明にあたっては、警察の捜査に全面的に協力することとしていますが、現在、警察から捜査上の関係から、職員及び関係業者からの事情聴取については控えるよう要請がある中で、できる内部調査には限りがありますが、最大限の努力をしていく考えです。

こうした背景のもとで、本日の委員会においては、今後の調査・検討項目や当面の再発防止策の取りまとめに向けて、忌憚のない御議論をお願いしたいと思います。各委員からいただいた御意見を踏まえ、問題点等を整理し、捜査上の支障がなくなった際に、速やかに事実関係の調査や再発防止策の検討を進め、改善措置を講じてまいりたいと考えています。また、本委員会とは直接関係するものではございませんが、関係者の監督責任等についても、詳細な事実関係が判明次第、法令等に照らし厳正な措置を講ずる考えです。

以上、縷々申し上げましたが、具体的かつ実効性のある防止策を確立できるよう、当整備局としてもしっかり対応していく固い決意でございますので、委員の方々におかれましては、ご多忙の中、誠に恐縮ですが、本日及び今後の審議につきましてよろしくお願い申し上げます。

## ○議事

- (1) 事案の概要について事務局より説明。
- (2) 豊岡河川国道事務所における入札・契約状況について事務局より説明。
- (3) 今後の調査・検討の進め方について議論。

### 【主な意見】

(全般)

- ・「現在事件の証拠固め最中であり、先行して行政が事情聴取等の調査をするのは指示するまで待ってもらいたい。」との警察からの依頼を踏まえ、警察による捜査へ支障を及ぼさない範囲で調査を行う必要がある
- ・調査結果の公表については、警察による捜査の支障の有無を確認した上で行う必要がある

(調査の基本的視点)

- ・今回逮捕された職員が関わっていた事案を整理し、それが本来執るべき入札契約手続等に従い実施されていたか
- ・発注者綱紀保持の観点から対応に問題がなかったか
- ・現在の入札契約手続及び発注者綱紀保持規程等に改善の余地はないか

(調査の対象範囲)

- ・当面、逮捕された職員が発注担当として関与した工事とし、本調査の進展や捜査の進展を踏まえ必要に応じ対象範囲を見直していくべき

(調査項目)

- ・当初契約及び変更契約の積算が正しく行われていたか調査すべき
- ・不必要な工事はなかったか調査すべき
- ・変更内容（工期等）から見て変更理由は妥当であったか調査すべき
- ・変更手続きのプロセスに問題がなかったか調査すべき
- ・業者の選定にあたって、合理的な理由に基づき、公正に行われていたか、特定の業者に偏っていなかったか調査すべき
- ・逮捕された職員が発注担当者として在籍したH16年度～18年度における豊岡河川国道事務所の発注工事について、落札率、予定価格内応札者数等を分析することにより、何らかの傾向が見られるのではないか

(調査の方法)

- ・警察からの依頼を踏まえれば、当面、既存の契約関係データの分析とすべき

(再発防止対策)

- ・調査結果を踏まえ、最近進めてきた対策（入札制度改革、発注者綱紀保持規程等）では不足している部分を把握し、当面の対策を取りまとめた上で検討すべき

(4) 当面の再発防止策に関する検討項目について議論。

【主な意見】

- ・変更契約額が3割を超える場合の事前チェック体制が必要ではないか
- ・発注者綱紀保持規程がH19.10月に強化されているが、その内容の周知、徹底を速やかに行うべきではないか
- ・本局にはコンプライアンスチームという体制が整っているが、事務所にも必要ではないか
- ・内部、外部からの通報があった場合に、確実に報告され、適切に調査が実施されるような制度が必要ではないか
- ・職員が業者と接触する場合の事前承認制度が必要ではないか
- ・入札の結果、予定価格を下回る業者が1社のみ場合は落札決定を保留し、公正入

札調査委員会において必要な調査を行う事が必要ではないか

(5) その他

- ・ 特になし

○次回日程

- ・ 2月上旬を目途に調整